

社会福祉法人大谷感恩会
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大谷感恩会（以下「法人」という。）定款第8条および第21条に基づき、役員及び評議員に対する報酬及び費用の弁償（以下「報酬等」という）について事項を定め、適正な事務運営を図ることを目的とする。

(支給の対象)

第2条 法人定款第15条に規定する理事及び監事並びに第5条に規定する評議員（以下「役員等」という）とする。ただし、法人が運営する施設の職員が理事に就任している場合は、当該理事を除く。

(支給金額等)

第3条 役員等に支給する報酬等は、次のとおりとする。

- (1) 報酬は、理事会及び評議員会出席1回につき5,000円（源泉徴収後）を支給する。
- (2) 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- (3) 役員等には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合、旅費に関しては、最も経済的な通常の経路及び方法により計算する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。